

第4 会務諸報告

第5

1. 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について

て

(2) 農地の転用事実に関する照会書について

(3) 農地改良完了報告書について

2. 議 事

(1) 議案第35号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第36号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第37号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(4) その他

第6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 伊 藤 一 彦 参 事 門 脇 益 美

係 長 樫 尾 健 主 事 伊 藤 大 地

7. 書 記

参 事 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

26番 鈴 木 八 寿 男

1番 高 橋 政 敏

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成28年第9回仙北市農業委員会総会を開会いたします。
暑くなってきましたので、体調には気をつけて作業などをしてください。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は24名。欠席委員は3名です。よ
って、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで
しょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に26番鈴木委員、1番高橋委員を指名します。
会議書記には門脇参事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従
い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時4分)

議 長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受け
したいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。
事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告1。農地法第3条の3第1項の規定(相続等)による届出について
です。7月8日から8月4日までに2名の方から相続したと届け出があり
受理し通知した旨を報告致します。

樫尾係長 報告2。農地の転用事実に関する回答書につきまして法務局より1件の
照会がありました。こちらにつきましては農業委員の方々と現地確認を

しており、その結果を回答しております。1件目は角館町西長野地区、登記地目は田、変更後の地目は山林になります。面積につきましては〇〇㎡、申請者は角館町田町の〇〇さん、年月不詳から山林として利用されております。報告2の説明は以上になります。(9時6分)

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第35号、農地法第3条の規定に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

門脇参事 議案第35号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成28年8月5日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が角館町西長野地区、田〇〇筆、面積が〇〇㎡、譲渡人は角館町西長野地区の〇〇さん。譲受人は同じく西長野地区の〇〇さんです。利用目的は田。3条無償移転です。申請事由は後継者への部分生前贈与となります。

整理番号2番、農地の所在が角館町西長野地区、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は角館町西長野地区の〇〇さん、譲受人は同じく西長野地区の〇〇さんです。利用目的は田、3条無償移転になります。申請事由につきましては、耕作が不便であり近くに農地のある譲受人が贈与を受けることとなります。

整理番号3番、農地の所在が田沢湖生保内地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、貸付人は公益社団法人秋田県農業公社、借受人は田沢湖生保内地区の〇〇さんです。利用目的は田、3条使用貸借となります。申請自由につきましては、〇〇年間の分割型での農地取得をする予定ですが、支払期間

中については使用貸借により耕作をするとのことです。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番、2番につきましては19番山本委員より現地確認報告をお願いします。

19番山本 《整理番号1番、2番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号3番につきましては15番倉橋委員より現地確認報告をお願いします。

15番倉橋 《整理番号3番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第35号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第35号については許可することに決定します。(9時11分)

議長 次に議案第36号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

樫尾係長 それでは内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が角館町〇〇地区で登記簿が田・畑、現況も田・畑、田〇〇筆〇〇㎡、畑〇〇筆〇〇㎡、合計面積が〇〇㎡、申請人は角館町岩瀬地区の〇〇さん。こちらは4条申請ですので、申請人と事業主は同じとなります。転用理由としましては、周辺病院建築が行われており、国道へのアクセスなどが容易であり、今後需要が見込めることから、当該地を造成し、共同住宅及び駐車場の建築を行うとのことです。以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番につま

しては、4番佐藤委員より現地確認報告をお願いします。

4番佐藤 議長 《整理番号1番について、現地確認報告》
議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

16番倉橋 議長 質問ではありませんが、総会資料の事業内訳の金額が違うのではないで
しょうか。

檜尾係長 議長 大変申し訳ありません、こちらの事業内訳につきましては金額の訂正に
なります。総事業費につきましては違いありません。後ほど修正した資
料をお渡しします。

議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

23番大石 議長 事業計画図等にありますが駐車場〇〇台についてこの共同住宅に居住する
方々の駐車場なのか、それとも今後他の計画に付随する駐車場なのか、
残地としてある場所の利活用のための駐車場なのか。もし計画等がある
のであれば説明をお願いします。

檜尾係長 議長 駐車場につきまして、各1棟〇〇部屋の2棟の合計〇〇部屋になります、
おおよそ1部屋当たり2台及び3台の駐車場利用があると想定しており
ました。また他の計画等があつてそちらに利用するのかとのご質問です
が、あくまでこの駐車場については共同住宅に居住する方専用の駐車場
とするとのことです。

議長 他に質問等ございませんか。

議長 議長 暫時休憩します（9時17分）

議長 議長 休憩以前に遡り、議事を再開します（9時22分）
他に質問等ございませんか。

24番糸井 議長 意見書につきまして、申請当事者はご理解はしていますでしょうか。そ

ちらの確認になります。

檜尾係長 議長 こちらの4条申請書、それから今お話しにありました黒倉堰土地改良区
からの意見書、事業計画書などにつきましては、〇〇市内の土地家屋調査
士に正式に委任をされており、その都度事業主に説明がなされていると思
われます。また申請などについても同様に事業主の了承を頂いたのちに、
本申請を行っておりますので、ご質問の点についてはご理解して頂いてい
ると判断しております。

9番齋藤 議長 事業主による借入金が多額で、もし入居者が想定より少なく、返済が滞
った場合は、この農地を元に戻すことなどあるのでしょうか。

議長 議長 暫時休憩をします。（9時24分）

議長 議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。（9時28分）

議長 議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

議長 『無し』の声あり

議長 議長 無いようですので、議案第36号については許可することにご異議ござ
いませんか。

議長 『異議無し』の声

議長 議長 異議無しと認めます。よって、議案第36号については許可すること
に決定します。（9時30分）

議長 議長 次に議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを
上程します。説明をお願いします。

檜尾係長 議長 議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして内
容の説明を致します。

議長 整理番号1番、農地の所在は角館町西田地区、登記現況共に田、〇〇筆、

面積は〇〇㎡、賃貸人は角館町西田地区の〇〇さん、賃借人は〇〇市〇〇地区の〇〇さんです。賃貸借の案件になります。転用理由としましては、角館総合病院の移転新築に伴い、患者に対する応需薬局及び基幹薬局として転用を行いたいとのことです。こちらについては契約期間〇〇年、都市計画区域内になります。資料には現地の写真や位置図などを添付しておりますので、ご覧ください。

以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。４番佐藤委員から現地確認報告をお願いします。

４番糸井 《整理番号１番について、現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第３１号については許可することにご異議ございませんか。

３番野中 前回、周辺で同じような薬局建築の転用申請が出たと思いますが、同じ会社の薬局なのか。

樫尾係長 総会資料をご覧ください。今回申請の薬局につきましては、前回申請しました会社の１００％子会社になっております。会社の系列としては同じになると考えておりますが、会社経営は別と思われまますので別会社として申請については受付ています。

議長 暫時休憩をします。（９時３６分）

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。（９時４２分）

議長 他に質問等ございませんか。

『無し』の声

議長 無いようですので、議案第３７号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。よって、議案第３７号については許可することに決定します。（９時４３分）

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。議会からの報告はありませんか。

議長 共済からの報告はありますか。

１０番佐藤 とくにありません。

議長 土地改良区からの報告はありますか。

１６番大石 とくにありませんが、今回黒倉堰土地改良区の事務所が完成し、以前と同様に神代・若松堰の土地改良区も同じく入ることになっております。

議長 次に、協議事項・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

資料配付が終了するまで暫時休憩とします。（９時４４分）

議長 休憩以前に遡り、協議・連絡事項に入ります。（９時４５分）

伊藤局長 《協議事項》

第６０回秋田県農業委員大会における要請事項（案）について
平成２８年度作況調査の実施について

伊藤局長 《連絡事項 今後の日程》

８月３１日（水）平成２８年度「東北・北海道農業活性化フォーラム」
（秋田市「県民会館」１２時３０分～）

９月７日（水）第１０回農業委員会総会（西木総合開発センター「集会室」９時～）

総会終了後に、水稻作況調査を市内6カ所にて実施予定

9月26日(月)農用地利用調整会議(西木総合開発センター 9時
～)

議長 協議事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成28年第9回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(9時50分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成28年 月 日

議長 _____

署名員 26番 _____

署名員 1番 _____